広島市立大学学生の転学及び転学部等に関す る規程

平成22年4月1日 規 程 第 90 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則 第1号。以下「学則」という。)第40条及び広島市立大学大学院学則(平成22年 公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)第28条に 規定する転学並びに学則第41条に規定する転学部及び転学科並びに大学院学則 第29条に規定する転専攻の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学)

- 第2条 転学をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学願(様式第1号)を 所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に提出し なければならない。
- 2 転学は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、転学を許可した者に対し転学許可書(様式第2号)を交付するものと する。

(転学部)

- 第3条 転学部をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学部願(様式第3号) を所属する学部(以下「所属学部」という。)を経て、学長に提出しなければな らない。
- 2 転学部の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転学部を許可することができる。
- 3 転学部は、所属学部の教授会及び転学部を希望する学部の教授会の議を経て、 学長が許可する。
- 4 学長は、転学部を許可した者に対し転学部許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(転学科)

第4条 同一学部の他の学科に転学科(芸術学部美術学科にあっては、転専攻を含む。以下同じ。)をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学科願(様式第

- 5号)を所属学部を経て、学長に提出しなければならない。
- 2 転学科の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転学科を許可することができる。
- 3 転学科は、所属学部の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 4 学長は、転学科を許可した者に対し転学科許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(大学院における転専攻)

- 第5条 同一研究科の他の専攻に転専攻をしようとする者は、本人及び保証人連署の転専攻願(様式第7号)を所属する研究科を経て、学長に提出しなければならない。
- 2 転専攻の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転専攻を許可することができる。
- 3 転専攻は、所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。
- 4 学長は、転専攻を許可した者に対し転専攻許可書(様式第8号)を交付するものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式 略